

## 厚真町（厚真集落協定）における平成18年度の活動内容

### 対象地区

10地区（幌内、富里、高丘、東和、幌里、宇隆、新町、豊丘、軽舞、鹿沼）  
+ 公共牧場（宇隆、幌里）

### 協定参加者

70名（農業者67名、農業生産法人2、その他1）

### 協定農用地面積および交付金額

	協定面積（㎡）		交付金額（円）
		うち交付面積（㎡）	
田（緩傾斜）	1,747,092	1,721,956	13,775,648
田（急傾斜）	39,172	39,172	822,612
畑（緩傾斜）	13,521	13,372	46,802
草地（緩傾斜）	417,055	411,210	1,233,630
計	2,216,840	2,185,710	15,878,692

### 集落協定における交付金の使用実績

交付金総額（円）	共同取組活動分		個人配分	
	金額（円）	割合	金額（円）	割合
15,878,692	10,515,390	66.2%	5,363,302	33.8%

中山間地域等直接支払交付金は、交付金交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てるよう指導することが望ましいとされています。

### 共同取組活動の内容と交付内訳<sup>（注1）</sup>

#### ア．農業生産活動等（基礎単価の活動：必須）

活動事項	取組内容	交付金額（千円）
農用地に関する事項	農地法面の点検	64
	鳥獣害防止対策	222
	公共牧場の維持管理活動	205
水路・農道等の管理方法	柳切り・草刈り	3,423
多面的機能を増進する活動	公共牧場の植林	30
	公民館の整備・補修・花壇整備等の環境美化 <sup>（注2）</sup>	1,023

イ．集落マスタープランの記載（基礎単価の活動：必須）

活動事項	将来の目標	18年度取組状況
農業機械の共同利用による生産性の向上	協定面積221haのうち54haの共同利用	約48haの共同利用が実施された
担い手の育成	認定農業者2名以上の増加（目標34名） 農用地利用改善団体1団体以上の増加（目標4団体）	認定農業者 36名（2名増） 農用地利用改善団体 5団体（増減なし）
公共牧場の生産基盤環境改善・整備の推進	強い農業づくり事業による生産基盤整備	

ウ．農用地保全マップの活動（体制整備単価の活動：選択的必須）

活動事項	取組内容	交付金額（千円）
農地法面、水路、農道等の補修・改良	排水不良箇所の補修など	-
鳥獣害防止対策	エゾシカ防護フェンスの設置	3,535 （毎年積立）

エ．生産性・収益向上に係る取組（体制整備単価の活動：選択的必須）

活動事項	取組内容	交付金額（千円）
機械・農作業の共同化	共同利用機械による防除	4,005

オ．担い手育成に係る取組（体制整備単価の活動：選択的必須）

活動事項	取組内容	交付金額（千円）
認定農業者の育成	認定農業者の育成	-（注3）

カ．その他

活動事項	取組内容	交付金額（千円）
事務費	交付金支払事務等	739
19年度繰越	積立等	2,109

（注1） 共同取組活動の内容と交付内訳は、17年度の共同取組活動繰越分を含むため、18年度の交付金総額（共同取組活動金額）とは一致しません。

（注2） ここでいう公民館とは、マナビイハウス等を指します。また、公民館整備・花壇整備は公民館本体ではなく、付随する倉庫や花壇の補修などのことです。

（注3） 認定農業者の育成は、集落協定の締結に関わらず、厚真町としての重点事項のため、交付金の支出計画はありません。

## 18年度取組の具体的な成果

集落マスタープランに定めた、農業機械の共同利用による基幹的農作業（病虫害防除の実施）は、協定対象農用地のうち48haについて実施され、個別の経営負担の軽減や高齢者の農作業負担の軽減、目標の54haの達成に向けて活動が進んでいる。

また、新たに2名の農業者が認定農業者としての認定を受け、地域の担い手の育成と担い手への農用地の流動化、対象農用地の維持管理は滞りなく行われている。

農用地保全マップの活動については、農地法面・水路・農道の補修改良や鳥獣害防止対策（エゾシカ侵入防止フェンスの設置）について、実施箇所に関する調整と交付金の積立を継続して行っている。

農業生産活動等および多面的機能を増進する活動については、前対策で確立した各地域の協力体制の下に継続して実施されている。

## 取組状況・成果、目標の達成状況、交付金の使途等に関する評価、今後の課題と改善点

今期対策の2年目ではあるが、前期対策より継続して行っている活動が基礎となっており、対象農用地の管理や農用地等保全マップの取組活動は適正に実施され、18年度に計画した目標はほぼ計画通りに実施された。

また、機械・農作業の共同化については、地域内の話し合いが進み予定を1年繰り上げて共同機械が導入された。

交付金は、集落協定の規定に基づき、水路・農道の管理作業など協定対象農用地に係る労賃や、農用地保全体制整備（農地法面・水路・農道の補修作業や鳥獣害防止対策）に係る積立、A要件（生産性・収益向上の取組）に係る作業労賃および積立に使用されるなど有効に活用されている。

今後は、後継者等の新たなオペレーターの育成も含め、集落マスタープランに定めた10～15年後の目標である、地域の農地を継続して維持管理していくための体制づくりの強化に向けて積極的な活動を行い目標の達成を目指す。

18年度の活動状況の評価については、平成19年4月26日に開催された中山間地域等直接支払制度基準検討会・厚真町中山間地域等直接支払推進協議会総会で確認されたものです。